

にまたがることで、いま直ちに解決はできませんけれども、この資本金というものは実は少し少な過ぎる。五億円では少な過ぎる。資本金を少なくしていくというよりは借り入れ金にどうしても依存しなければならぬということになるわけですね。借り入れ金に依存するということになれば当然利子がかかる。これは、民間の企業と同じことがこの場合にいえるわけでありまして、実は資本金は思い切ってここにふやしていくというような形をとっていったほうがよりベターではないかという問題が一つあるわけがあります。これは、しかし、この宇宙開発事業の問題に限ったことでございまして、非常に本質的な問題でありますからあえて申し上げませんけれども、その点は、今後の課題としてひとつ考えていかなければならぬ問題ではないか。たとえば、日本銀行は資本金一億円だということなばかたことになっておるわけでありまして、これは資本金が少なくても、しかも、借り入れ金が多いという状態が民間の企業でも一番大きなガンになっている。企業の場合でも、そういう問題になっておるわけでありまして、国が経営においても、資本金を少なくすることが決してベターな状態ではないということ、今後ひとつ検討しなければならぬ問題じゃないかという意見を申し上げておきます。

それから、この四条一項の一号、二号、三号とあるわけでございますけれども、一号はいま申し上げたようなことが問題です。二号は問題はないと思うのです。三号の問題で、「事業団の設立に際し政府以外の者が出資する金額」という中で、これは民間のノミナルなものではあるけれども、一応期待はしているという金額が大体一億円だというふうなことをちょっと漏れ聞いたわけでありまして、その点は大体それくらいなことを期待しておるわけですか。

○石川委員 いまの御説明一応了解するのですけれども、なまじつ一億円の程度の寄付金といいますが、出資金というものを民間に仰ぐということを通じて、民間のそういう発言権を逆に増大させているの危険性がないかというのを私は心配しているのです。むしろそれなら、一切政府でやるという形にしておいて、正当に協力を求めるものは協力を求めることはできるわけでございますから、なまじつ出資金を民間から仰がないほうがいいのではないかと。それよりもむしろ、電電公社あるいはNHKというのは相当豊富な資金を持っておるわけでありまして、そういうところからどんだん協賛をさせる、出資をさせる。これは当然放送衛星あるいは通信衛星という形でそういう目的が具体化しておるわけでございますから、そういうところからはつきり出資をさせる、協力を求めるという形にしていっていただくが、事業団の形としてはつきりするのではなからうか。なまじつノミナルの金額の協力を仰ぐことを通じて、何か民間に当然協力を求めなければならぬ、その場合に、そういう出資金がものをいってんだというふうな印象を与えることのほうがむしろマイナスが大きいのではないかと。この際、私は民間からの出資協力というのは、この際求めないほうがベターだという感じがするわけですか。その点、どうお考えになっておりますか。

○石川(見)政府委員 ただいまの件についてお答えいたします。

し、また、民間から求めるわけでございますが、この場合の民間会社からの出資と申しますのは、一般の場合の民間会社からの出資と異なりまして、この事業団の事業計画、予算、それから資金計画、こういうものに關する書類の送付を受けるということと、それから、残余財産の分配を受けるられる、この二つだけでございまして、この事業団の業務の運営に對して発言権は認められていないわけでございます。したがって、いま先生御心配のような、そのような点は別に心配する必要はないと思っておりますが、この例自体も、いまままでの一般の例にならなつてつづいたものでござい

○石川委員 その程度であるならば、それは將來禍根は残さないと思うのでありますけれども、ほんとうのノミナルという形で、積極的にあまり協力を求めるという形はむしろ將來禍根を残す。ほんとうのお祭りに対する寄付金という軽い気持ちの協賛という程度以上に出るはならぬ性質のものではないか。やはりこれは国でやるのだという、こういうスタイルをちゃんと確立をしてもいい、こういうことをひとつ強く要望を申し上げておきます。

それから、きょうは電電公社の方あるいは電波研究所の方もいらつしておるようでありまして、けれども、実はきのうの連合審査会の中で、森本委員のほうからの質問に對しまして、電波研究所の技術者の部長さん、何とおっしゃったか記憶ありませんが、まだ研究が進んでおらず、打ち上げ用の衛星というものがまだほとんどない、ほとんど遠いという表現ではなかつたかもしませんが、まだそこまで行つておらぬとお話があったわけでありまして、これは電波研究の中だけの答弁であつて、電電公社、国際電電あるいはNHK、これが合体した中における研究の成果というものは相当進んでいるのではないかと。したがって、きょうは電電公社の方に來ていただいたわけでございますけれども、この衛星は、打ち上げにたえ得るようなところまで研究は進んでいる、いままでは通信委員会ではそういうふうな御説明を大体なさつておつたと聞いておるわけでございます。きのうの答弁とはだいぶ食い違ひがあるという点がきのう議論の焦點になつたわけでありまして、電電公社のほうの現在の進捗が一体どの程度になつておりますか、その点をひとつ伺いたいと思つておられます。

○黒川説明員 お答えいたします。

電電公社は、郵政省をリーダーとして、国際電電、NHK協力いたしまして、郵政省の次官を本部長といたしまして宇宙開発本部というもので共同研究の体制をとつておるわけでございます。私どものいままでは主としてやりました事項は、特に通信衛星というものはいろいろの方面から多元的に接続するという方式がぜひ必要でございますので、その点に關しまして、昨年度は郵政省の電波研究所と共同いたしまして実験をした次第でございます。

それから、衛星それ自体の研究でございますが、国内通信に使いますものは、従来の国際通信に使われておるものと周波数が違ひまして、おそらくもう少し周波数の高いものになるのではないかと。その基本的な部品の研究というやうなことをほつぽつ手がけておるというやうな状況でございます。私どものほうは、これをもちつて現在直ちに衛星をつくれるというやうな状況はまだ研究ではないかというやうに考えております。研究の進行途上である、こういう状況でございます。

○石川委員 ついでに、せっかく來ていただいたおるわけでありまして、電波研究所の方の御説明を伺いたいと思つておられます。

○上田説明員 お答え申し上げます。

先生のいまお尋ねの件は、実験用の通信衛星に關する問題だと思つておられますけれども、これにつきましては、ただいま黒川総務理事から申し上げましたやうに、電波研究所におきまして、特に高い周波数につまましての研究というものを進めてお

るような状況でございます、それ以外の問題につきましても、通信衛星一般に通ずるような問題でございますので、こういう方面につきましてもそれはどの大きな問題はないかと考えておるようなわけでございます。現在におきましては、どういふ計画、あるいはどういふふうにするべきかというようなことにつきましては着々と進めておる次第でございます。

○石川委員 ついでに参考までに何っておきたいのでありますけれども、放送衛星のほうはどの程度進捗しておるのですか。

○上田説明員 放送衛星につきましては、実はNHKの内部でどの程度に実問題として進められているかという点につきまして明らかでない点がございまして、この問題は、将来の放送衛星というものをどういふふうにとらえて、これを実用化するかという点もいろいろございまして、郵政省でそういう点につきましてもはせつかく検討中であると思っております。

○石川委員 そこで、問題は宇宙開発事業団に戻るわけでありましても、宇宙開発事業団では、衛星の研究はほとんど今後ともやられないのかどうか。いま電電公社あるいは国際電電、NHK、電波研究所、そういうところでもいろいろなことを総合的にやっているというものの、そういうものに対する調整とか企画とかいうものについて、宇宙開発事業団は今後どういふふうに関係していかれるか、その点をちょっと伺いたいと思っております。

○石川委員 政府委員 宇宙開発事業団におきましては開発を主体としておりますので、ただいまお話のありました電波研究所あるいは電電公社などの研究のものについては、直接タッチすることはないわけでございます。先ほどもお話がありましたように研究が進みまして、実際のプロトタイプまで製作できるという段階まで研究が進みました時点でございまして、これは開発というかどうかでこの事業団で引き取りたいと思っております。現在行なわれております先行的な研究につ

きましては、やはりそれぞれの部署におきまして研究を進めていただくほうが、それぞれの研究者を有効的に活用できるということも考えられますし、また、その研究に対する施設等も各研究所において十分備えられておりますので、そのようなかっこうで今後とも進んでいきたいと思っております。

○石川委員 それで、私は非常にふに落ちないのは、この宇宙開発事業団というものができて、打ち上げを一生懸命やるという気配はくみ取れるわけなんです。ところが、そういう民間における開発にいろいろアンバランスが出てくるという可能性もあるし、それを急がなければならぬという序列もおのずから出てくると思う。そういう点について、宇宙開発事業団のほうは、ただ民間にまかせっぱなしだということになるかと、宇宙開発事業団というものは単なる打ち上げだけという印象を強く与えるを得ない。そういうふうな形の宇宙開発事業団というのは、われわれが期待しておる宇宙開発事業団とはちょっと縁遠いものになってしまっているのではないかと懸念を持っておるわけなんです。それは全部、たとえば東大でもやっておる、それから、電波研でも電電公社でもNHKでもやっておるわけでありまして、それを全体的に「総合的」というのが第一条に出ておられますけれども、全体的に大体いまの進捗ぐあいをつかむ、あるいはまた、特別にこのほうに力を入れなければならぬというような促進をはかる、そういうような機能を宇宙開発事業団が持たないということになると、単なる打ち上げだけだということになると、得ないのではないかと、その点はどうお考えになっておりますか。

○石川委員 政府委員 ただいまの件につきまして、全体の宇宙開発に關係ある研究につきましても、宇宙開発委員会においてその調整をしているわけでございます。したがって、その研究そのものにつきましても、研究の計画あるいは進行状況というものは、宇宙開発委員会において把握しておるわけでございます。宇宙開発委員会に

おきまして、それに基づきまして開発計画をつくり、その開発計画を議決したものにございまして内閣総理大臣が基本計画をつくりまして、それを宇宙開発事業団に命令いたしました。宇宙開発事業団でその基本計画に基づいて実施するという仕組みになっておるわけでございます。

○石川委員 いま直ちにそういうことを言っても解決にならないのでありますけれども、宇宙開発事業団ができた以上は、やはり研究所というものを独自に持ち、打ち上げ部隊というものを独自に持つ、そういう形で日本全体の知識の衆知を集めていく、それから、その総合調整をはかっていく、あるいは研究所自体も自分で持つておるといふような形にならないと、この宇宙開発事業団というものは、われわれが期待するようなものにはならないのではないかと。これはほんとうに素朴な大衆もそう思うだろうと思うのです。何だか知らぬけれども、できたものを持つて打ち上げただけだということでは宇宙開発事業団が十分機能を發揮し得ないという懸念を持っておるわけでありまして、その点は、この第一条の中で私が言いたかったものでありますけれども、これは前に質問しましたが、「総合的」ということであつて、「二元的」ということは使っていない。いまいろいろセクショナルリズム、お役所のなわ張りといふふうなものもあつて、これは「総合的」といふことばで逃げたのだらうと思うのです。一元的という形になることをわれわれとしては期待しておるわけなんです。将来はそういう方向にぜひ持つていってほしい。今度電波研究所が入って郵政省も協力をするという体制がとれたのは一歩前進であります。将来は渾地、航行、気象、いろいろなものが入ってくるわけでありまして、そういう膨大なものをやはり一元的にこの宇宙開発事業団でも調整をはかる、こういう方向にいかねれば、これができたほんとうの意義というものは發揮できないのではないかと、この点について長官はどうお考えになっておられるか。

○木内国務大臣 いまお話しした点、まことにございまして、それのために、私も今度も事業団という一つの箱をつくりまして、そして、それに順次他の部門も入ってくることでございまして、そういう仕組みになっておるわけなんです。法律の規定をあらわにすればおわかりのように、そういう規定になっておるわけで、郵政省で担当しておる電波監理局がまずそこへ入ってきただけで、そのほかのものも順次入ってきただけで、うな仕組みになっておるわけなんです。各官庁間の申し合わせにおきましても、そういうふうな話し合いがついておるかなわけでございます。

○石川委員 この宇宙開発事業団は非常に苦心の産物で、やつの思いでこれがただ一つの事業団としてことしの予算で認められたという点の御苦労は多しとすけれども、それだけに、非常に苦勞の産物であるだけに、いろいろな制約を受けたと思うのです。そういう点で、事業団の形とは縁が遠いと思うのでありますけれども、将来の方向はぜひ研究所、あるいはそれにもろもろの民間でやっておる、あるいは国立研究所でやっておるようなものの総合調整がはかれるのだ、一元的に持つていくのだ、したがって、単なる打ち上げではないのだという機能の發揮ができるような方向にぜひひとつ努力をしてもらいたい。

それから、東大あたりがいろいろ問題になっておりました、ビッグサイエンスというのは同時にビッグビジネスでもありますから、学者がこれを管理することについていろいろ不明朗なうわさも出てきたわけでありまして、そういう点もひっくるめて、ぜひこの事業団というものがびしりとそれを統制していくというふうな形になることが、国民の期待しているところではないかと。そういう点で、今後ともひとつぜひ努力をしてもらいたいということをお願いしたいと思っております。それから、役員の人選の問題であります。きのうもこれがちょっと議論になったように思うのでありますけれども、役員の人選は全ききまつておらない、こういう御答弁でしたね。どうでしょう、その点は。

○木内国務大臣 きのうもお答えいたしましたように、いまの段階ではまだきまつておりませんけれども、本案の御決定を願いますれば、この数カ月の期間におきまして慎重にこれをきめてまいりたい、かように考えております。

○石川委員 きのとと同じような御答弁なんですけれども、何か期するところがあってこういう方向に持っていきたい——まあ発表しなくていいですよ。そういう何か見通しというものがなければ、ただ単に法律が成立してからあと考えますということだけでは、あまりに無為無策じゃないかと思うのです。そういう点の腹づもりがあるかどうか、これを一つ伺いたいと思います。

○木内国務大臣 私どももいたしましては、事業の経営の能力があり、しかも、各界の信望の厚い人です。すなわち、この事業の管理をなし得るような人、そういう人を集めまして、有能なトップマネージメントの組織を確立したい、かように考えて着々腹案を練っておるようなわけでございます。

○石川委員 そうすると、まだ腹案は固まつておらない、こういうことではあるけれども、大体めどをつけて、こういう人なら適任者であるという方向づけは大体できておる、こう理解していいわけですか。これは腹案がなく、ただ単に法律ができてからというふうなやり方でありまして、せっかく事業団ができて、この運営はやはり人がやるわけでありまして、相当しっかりした人のめどをつけて、相当無理をしてもその人を必ず役員に持つてくる、こういう気魄をもって臨んでやらなければならぬ。そのためには、いままでも腹案もできておらぬというふうなことではきわめて心細い、こう私たちは思っておるわけですよ。

それから、ついでに申し上げますけれども、宇宙開発委員会のはうでございます。これはみんな非常勤で、山縣さんはじめ非常に熱心にやっておられるけれども、あんな状態ではほんとうに宇宙開発委員会の任にたえるとはわれわれは考えて

おらぬわけでありまして。したがって、これは専従者をちゃんとつける、そして、人間もふやす、こういう形にしなければ——もうあの方々はみんなりっぱな方々であるからしめなければならぬ、とにかく忙しい人ばかりです。一週間に一べんぐらい顔を合わせることもできるかどうかというふうな状態では、はたしてこの宇宙開発という大きな目的を遂げるための体制になっておるかという点にきになると、私はきわめて不安でならない。きのう、私はちょっと委員会に出なかつたためによく聞いておらぬわけでありまして、この宇宙開発委員会も、常任者も含めて人数を強化する。これがはつきりした見通しが立たないと、現在の体制では、たとえば山縣さんにしても、あつちこちの委員会をたくさん持つておるわけですよ。どこでも放しつがらない。どこでも必要な人だという点で、たかが知れていて、限界があります。そういう点で、この宇宙開発委員会のメンバーも強化をするという確固たる見通しといえますか、そういう不動の姿勢を持つておられるかどうか、それをひとつ伺いたい。

○木内国務大臣 いま、この宇宙開発委員会のことについての御意見、これもまことにごもっともであります。ことに昨年の宇宙開発委員会設置法案審議の際にもすでに御意見がありましたし、私どもも心を砕いておるわけでありまして、遺憾ながら、ことしの予算にこれが実現はできませんでしたが、今後におきましても、いままのお話のような趣旨によりまして最善の努力をしてみたい、かように存じております。

○石川委員 長官はやはり非常に手がたい答弁をされるのですけれども、必ずやる、やる決意だ。せっかく努力するという程度ではなくて、これはぜひやってもらわなければ、事業団ができたって、中核になる宇宙開発委員会それ自体がいまのような形では、とても推進できないと私は思うのです。ですから、ぜひこれは実現をさせる、こういう決意を持つてもらわなければならぬと思う。

それと同時に、これはそれよりちょっとむずかしい問題かもしれないけれども、一省一局削減というふうなことで、日本のきわめて重要な中心をなしている、今後の課題になる資源局というものは削減をされたというふうなことになるわけですね。しかし、これからの日本の行政の中で科学技術の進歩に即応できる政府の体制——これは民間に依存できないビッグプロジェクトがたくさん出てくるわけですよ。今度、いまの研究調整局は将来海洋開発をやらなければいかぬと思うのです。海洋開発をや、宇宙開発もやる、こういうふうなことは不可能です。おそらく私は、石川調警局長はたいへん奮闘はされておるようでありまして、これは自信がないだらうと思うのです。どうですか、石川調警局長。

○木内国務大臣 いまの局の問題、これもまことにごもっともな御意見でありまして、私どもも本年度の予算のときに大いに努力をしたのですけれども、遺憾ながらこれを達成することができませんでした。そこで、いま調警局長以下非常に骨折ってもらっているわけです。御趣旨の点、まことにごもっともでありますので、これも今後開発委員会と同様に、その実現を期して努力をいたしたい、かように考えております。

○石川委員 手がたく、努力をするということなんでしょうが、これは行政管理局のほうに相当難色を示して、例外を認めるわけにいかぬというふうなことで、十ば一からげに一省一局削減ということにひっかかってきたと思うのであります。しかし、ほかの国の情勢をごらんになったらよくおわかりだと思ふのでありますけれども、とにかくこの国も科学技術の進歩に即応し、ビッグプロジェクトが円滑に遂行し得るような体制をつくることに非常な力を入れておるわけです。そのために、調警局の中でもって海洋開発もやり、宇宙開発もやる、これは不可能ですね。もう世界の情勢、これは科学技術の進歩にとうていついていけない体制になっておると思うのです。そういう点

は、いずれ総理大臣や、それから行政管理局長官も呼んでわれわれも追及をしたいと思ふのであります。十ば一からげの中にこの科学技術の必要性というものが埋没してしまつて、もう宇宙局もできない。これから海洋開発というものがあれば、これも一つの局ぐらいでやらなければならぬと思ふのです。そのときに、十ば一からげの中に、一省一局削減という中に埋没しちゃうというところのないような体制を、われわれももちろん協力しますけれども、ぜひいまいからつくつてもらいたい。それでなければ、せっかく予算をとつても、その体制に順応し切れないで全部死に金になつてしまふというふうなことであつたのでは、国民に対しても相済まない、また、ほんとうに必要な科学技術の日本的な向上のために協力できる体制にならぬ、こういう心配をしておるわけです。その点の決意をひとつ聞かしてもらいたい。

○木内国務大臣 御意見の点、一々ごもっともでありまして、そのために私どもも、実は心を砕いておるようなわけでありますから、その実現に向かつてもうできるだけの努力をしてみたい。皆さん方の格別の御支援をお願いしたいと思つております。

○石川委員 実はこの宇宙開発事業団法が出る前には、当然前提条件として佐藤総理とも確約をいたしましたわけでありまして、宇宙開発基本法が宇宙基本法か、そういうったものが前提としてあつて、平和目的に限るということが確約をされなければならぬということになっておつたわけでありまして、わが党は、粗末ながら宇宙開発基本法案の要綱はつくりました。要綱はつくりましたけれども、法制局ではなかなかこれは法制化できないわけですよ。世界にも前例がないというふうなことで、いま要綱にとどまつておるわけでありまして、宇宙開発基本法、これは議会の問題ではありますけれども、そういうことを理解して当局も協力をする、こういうことを約束できるかどうか、念のために伺つておきます。

それから、そこに打ち上げられる「物体及びその打上げ用ロケット」、これは原案ではそういうものなどではないかということで、決議におけるそういうものは大体百キロというふうに考えていきたいというふうに思っているわけであります。

ふりになっておるわけです。この物体というのは、決して衛星ということだけではないということとを意味しているわけです。人間が乗った場合にはどうなんだという問題は出てきますが、これは日本の場合には、えらい遠い将来の問題になりますから、そこまで考える必要はないだろうというふうに考えて、この「物体」という文字を使つたわけでございます。これは社会党だけではなくて、公明党、民社党、あるいはその他の方々もみんな同じ意見だろと思うのでありますけれども、ICBMというものができれば当然百キロをこすということになるわけでありすけれども、これは、核兵器というものは当然日本は原子力基本法によって使うことができない、非核三原則というものが大政府のほうでもきめておるといふようなことで、これはそういう意味も含めておるといふことにひとつ御理解を願いたいのです。

それから平和利用——平和という文字は、世界的には「非侵略」という使い方が一つある。それから「非軍事」という考え方もあるわけです。しかし、日本の場合には、憲法というたてまえもあって、この平和という文字はあくまでも「非軍事」というようなものに理解されるのが常識になっておるわけです。したがって、この決議がもし上程をされるとすれば、そういう意味の非軍事であるというようにことが前提として確認をされなければならぬ、こう思っておるわけでございます。その点について、どうお考えになっておりますか。

○木内国務大臣 いまの非軍事という御解釈、大体私はそのとおりだと思っております。

○石川委員 私は、ほかに条文の中に、あるいはその波及効果の問題、いろいろ質問したいことがたくさんあるわけでありすけれども、ほかの党の方も質問の準備をされておるようでありすから、一応この程度にして、私は打ち切りたいと思っております。

○石田委員長 次に、三木喜夫君。

認された分につきましては、触れません。そうして、補足する意味においてお伺いしておきたいと思ひます。それが一つと、それからもう一つは、この事業団法が委員会を通る、こういう段階におきまして、午後でも、採決される前に理事会を開いて——われわれといたしましては、いままでも例にない本会議決議案というものを上程したい、こういうふうに考えておるのです。これは石川さんも触れましたが、その本会議決議案を上程するにあたりまして、特に確認しておきたい問題についてお伺いいたしておきたいと思ひます。

それで、第一の問題は、石川さんがこの法律案の条項を追う中で問題点を提起されました。特に法律のスタイル、それから法律案の内容をなす部分について質問がありました。私がその中で一つお聞きしておきたいことは、いま同僚議員のほうからも指摘があり、御注意がありまして「役員の問題ですが、第十四条、すなわち「役員」の「格条項」の中に、日本原子力船開発事業団法との法律案と比較してみたと、原子力船開発事業団法のほうでは、現職の国会議員であるいは大臣、これはもう役員に欠格条項に入っているわけですが、この法律案では欠格条項に入っていない。したがって、勘ぐって申し上げますならば、宇宙にミサイルを飛ばすことに非常に熱心な国会議員がおるといたします、あるいはまた、宇宙に軍事施設を持つていくのが今後戦争抑止になるところの大きな要素だというふうな非常に強い信念を持つておる政治家があるといういたします。そういった入ることと、それらの人は、この事業団法では役員に入ることができないということが一つ懸念されるわけでありす。したがって、なぜこういうふうな欠格条項を設けたか。いま私が申し上げましたのは、そういう懸念があるということ、これは単なる推測なり杞憂になるかもしれませんが、けれども、しかし、両者の間でなぜこういうあいまいに連えられたかということに、まず形式的に疑問を持つものであります。内容的な面につきましては、まだ申し上げる段階でありせんから、形式的な面だけひとつお答えをいただいております。

○木内国務大臣 御疑問の点、まことにございもだと思ひますが、実は原子力船の当時と違ひまして、四十年以来法制局でこれを統一いたしました、議員とか大臣とかいうものは欠格条項の中に入れない、入れないでも当然除外されるべきものではない、入れないという書き方、このごろ変わつておるものですか、そういう意味で、今度のものはこれを欠格条項にあげなかった、これだけのことでございまして、実質においてはこれは当然排除されるべきものだ、かように思っております。

○三木喜夫委員 そういふような法制局における法案の一つのスタイルとして、こういうことになつておるといふことになれば、それは了解いたしました。したがって、いま申し上げました大臣だとか国会議員が役員にないということについては同じことである、こういうことで了解いたしました。

その次にお伺いしたいのは、平和の目的のところまで二つありますが、その二つのうちで、いま大臣としては非軍事というふうなぐあいに解釈をなさいました。平和目的というものの内容をなすものは、非侵略だけでなく、非軍事だ、そういうふうに御答弁いただきましたから、それはそれでけっこうなことでございすけれども、そこで、いま申し上げました決議を出したいと四党意見が一致しております。したがって、私はその根底になるものは何であるかということについて申し上げたいと思ひますが、それはやはり宇宙条約、昭和四十二年十月十一日批准になっております宇宙条約、それは宇宙空間平和利用に関する国際協力、この二つに根拠を置かなければならぬと思ひます。したがって、決議案の趣旨の中にこういうものを盛り込むべきだと私は思ひます。これは主として与野党の理事会あるいは委員会決定すべきことで、政府にそういう見解を求めることは場違いかと思ひます。しかしながら、

ら、どういふ御見解を持っておられるか。ここでひとつお伺いしておきたいと思ひます。

○石川（見）政府委員 国際協力関係につきましては、いろいろ国際間の決議があるわけでございますが、すべてこの決議は宇宙条約というものをくくるために作成された決議でございますので、宇宙条約というところに全部集約されるのではなからうかというふうに存じております。

○三木喜夫委員 したがって、宇宙条約の第四條「条約の当事国は、核兵器及び他の種類の大量破壊兵器を運搬物体を地球を回る軌道に乗せないこと、これらの兵器を天体に設置しないこと並びに他のいかなる方法によつてもこれらの兵器を宇宙空間に配置しないことを約束する。」というように四條に明記してあるわけですが、したがって、今日決議案を出すところの提案の理由としては、私は当然これは、条約の文章に即してそういうことをうたつておく必要があると思ひます。これについてお考えをお聞きたいと思ひます。

○木内国務大臣 わが国におきまして、宇宙条約をすでに批准しておることは御案内のとおりでありますので、私は特にそれはおうたいにならなくても、あるいはそれに言及されることもそれは適当かと思ひますけれども、実は今度お出しになるという決議案を拝見しますと、それは宇宙条約よりもさらにまた一歩前進しているように私は思ひます。宇宙条約等も考へてさらにこれを出す、こういうことで宇宙条約とちよつと範囲が一致しておらないように私も思ひます、そういう点も御考慮になつて御決定になつたほうがいいんじやないか、かように思ひます。

○三木喜夫委員 これは、主文は大体与野党意見が一致しておりますので、これはまだ決定してありませんから、一つの原案にならうと思ひますけれども、しかしながら、「地球上の大気圏の主要部分を超越する宇宙」に打ち上げられる物体及びその打上げ用ロケットの開発及び利用は、平和の目的に限り、学術の進歩、国民生活の向上及び人

類社会の福祉をはかり、あわせて産業技術の発展に寄与するとともに、進んで国際協力に資するためこれを行なうものとする。」というところは、この二条約の中にこの文言はみえなあるわけなんです。しかしながら、私たちがあとで相談する一つの資料として御意見をいましておきたかったわけなんです。その中では、産業の発達とか、あるいは国民生活あるいは経済の発展、こういうことは提案の趣旨の中にうたってありますけれども、日本がやはり宇宙条約に参加して欲しいという、そういう大前提のもとに国会の決議案とする場合には、やはり入れるほうが私はいくと思うのです。しかし、大臣はことさらに入れなくていいし、いや入れられても入っておるのだから別にさしつかえない、こういう御見解ですから、この点はあとでわれわれはひとつ相談をしていきたいと思うわけです。

次に、きのう実は資料を要求いたしました。一九六八年以後、いま宇宙に打ち上げられておるところの人工衛星の追加分ですね。科学技術庁から出されておる「宇宙開発ハンドブック」に参考資料としてうしろに載っております。これ以外の分についてお伺いしたわけでありまして、その趣旨というのは、これで見ますと、要するに、現在宇宙に上がっているまだ消滅していない、あるいはまた撤収していない衛星が、この資料によりまして四百五十五あります。それから、いま科学技術庁の謝辞参事官に聞きますと、七百ぐらいはまだ宇宙に残っております。こういうことであります。それから、私の聞いておるのとは一千近いと聞いておるわけなんです。こういう実態をわれわれはとらえていく中で、日進月歩の宇宙開発の実態をとらえて、そうして、事業団というものをも育成していく必要があると思うのです。それと同時に、特に申し上げておきたいことは、インテルサット条約との関連におきまして、日本がやうと自力で、昭和四十八年に静止通信衛星を赤道上に打ち上げることができるという能力を持ち、さらにまた地域衛星を打ち上げる能力を持つ

たときに、インテルサット条約の上で締め出しを食らうておるかもしれないというようなことを考えますと、現在打ち上げられている衛星の状況と、それから将来考えられるであろう国際条約の立場と、これを勘案しながら事業団をやらなかつたら、それは当然事業団が抜けがらになつてしまふということをおもひを思ふを得るわけでありまして、したがって、先般から条約関係の人、あるいはまた今回のインテルサット条約改定の会議に参加した人、こういう人に来てもらつて、そういうおそれはないかあるいは、そこで、日本は主張すべきことを主張するのかがどうかということに強力に私たちが要請したわけでありまして、政府としても、この点について、はっきりした決意をもつて臨まなければならぬと思ひます。アメリカが組織に対する輸入制限をやる、これは日本の産業に対して非常に不利を招くからして、日本の国会としてはいま決議をあげようとしておるわけです。しかしながら、こういうようなインテルサット条約によつて、アメリカの資本力といふことが、出資金の度合いに応じて、大國の横暴で、地域衛星も打ち上げることができない、こういうことになれば、これはたいへんでありまして、この点について政府の決意を強くしてもらいたい。閣議においてもこの点は十分提案してもらいたい。閣議になつたら、事業団といふものは金がかかるだけの話になつてしまふといふ心配を持つわけなんです。その点についての決意を聞かしておいていただきたいと思います。

○木内国務大臣 この点につきましては、昨日の連合審査会におきまして郵政大臣からはっきりその決意を述べました。あくまでこれを主張して実現を期するといふ決意を述べておられますので、その旨を私から重ねてお答えいたしておきたいと思ひます。

○三木委員 大臣、閣議にはかつて、そうして、強力な国論の喚起につとめ、そうして、政治的な推進をやつてもらいたい、こういうのです。もう決意のほどは、個々ばらばらには聞いておる

わけですけれども、これは大きな国論としてやつておかなかつたら歯どめになりません。それで、いままで御答弁いただいておりますが、特にまとめとしてお伺いしておるわけですが、その実現を期するよう努力をいたしたい、かように思つております。

○木内国務大臣 その点は、郵政大臣とともに、その実現を期するよう努力をいたしたい、かように思つております。

○三木委員 以上、私の質問したいことは終つたわけでありまして、ただ、石川さんが言われましたように、役員等におきまして、あとでまたもめて、いや、十月からこれが発足するのだと言ひながら、事実上は、十一月、十二月になつてもできない、こういうことでは困りますし、さらにまた、片手間ですら困るわけなので、やはり本格的に取り組んでやつていただくところの人の選の腹案を、いましつかり持つておつていただくことをつけ加えて、老練心かもしれませんが、要望しておきまして、終わりたいと思ひます。

○石田委員長 次に、近江巳記夫君。

○近江委員 私も、先ほどの石川議員、三木議員の質問と重複しております点は避けたいと思ひますが、先ほど三木議員からも、インテルサットとそういう今後の地域衛星を打ち上げとの影響についての御質問がありました。きのうの連合審査会でもそういう問題があつたかと思ひますが、私もちょっと聞き漏らしておつた点もあると思ひますので、重なるか知りませんが、ちょっとお聞きしたいと思ひます。

宇宙開発に関する技術協力について日米間の合意がほどこされてきたように思ひますが、米國に協力を期待する事項といふものが大体どういふものであるかといふことの突っ込んだ点、なお、この技術協力が得られなければ打ち上げは当初の計画どおりは行なえないのじゃないか、そういう点、心配があるわけですが、その辺のところをちょっとお聞きしたいと思ひます。

○木内国務大臣 この点につきましては、私どももできるだけ自主的に自分たちのほうだけでやり

たいと思ひますけれども、時間的な制約もありまして、そうあまり自分たちのほうだけでということにこだわる必要はない、やはり向こうのいろいろな経験を積んだものを、導入できるものは導入して、さらにこれに開発を加えてやつていくようにしたい、こういうことで考えておるのです。その際、アメリカからあつて、もし協力を希望するならばやつてもいいという申し出がありまして、いろいろな条件もあつたのですが、私どもはその条件を別にうのみにするものじゃありませんで、こちらの立場を示しまして、そうして、回答したことも、これも御案内のとおりだと思ひます。その考え方に従つて外交上の交渉をいたしておるわけですが、そこで、ほぼまとまる段階に來ておるのですが、まだ最終のところまでいっておられませんので、外交交渉の途中でありますから、いま発表するわけにはまいりませんが、近くこれがまとまりますれば、これは当然発表して皆さん方にお示ししたい、かように考えております。

○近江委員 いや、まだ着詰まつていない段階です。それから、もうこれ以上お聞きしてもしかたがないと思ひますが、先ほど三木議員もおっしゃつておりました、将来地域衛星等の打ち上げ等について協定が影響をしないように、この点は、ひとつ政府が本氣になつて取り組んでいただきたい、これを要望しておきます。

それから、この決議案の大体の骨子はこれでできておるわけでありまして、大臣もこれはお読みになつたと思ひますが、平和の目的も先ほど問題に出ました。要するに、この歯どめとしてわれわれもこの点を主張いたしまして、この決議案は、いままでかつてなかつた、院議でそれを行なうといふ今回の形がとられたわけでありまして、しかし、あくまでも基本法をつくつて、そこでやるのがこれは本筋なんです。したがつて、それまでの歯どめですから、あくまでもこの基本法の制定ということについては、終始一貫してこの点は主張しております。委員長長の報告の中でもその点は強く要望していただくように話をしております。

が、この基本法の制定について特にあつた平和、民主、自主、公開、あつた原則ですね、それを盛り込んだ基本法の制定という事は、私たちも特にこれからの強力に推進しなければならぬ、このように考えております。この辺について、もう開発事業法が通ったから、あとはしばらくゆとりしてもいいだろうというようなことは、考えておられないと思いますけれども、さらに今後これに鋭意努力をしてやっていかれるおつもりがあるかどうか。その辺のところをひとつお聞きしたいと思います。

○木内国務大臣 私どももすでに基本法の必要なることは考えておりますし、ことに昨年宇宙開発委員会設置法案御審議の際に、あつた附帯決議もありましたので、私どももその研究に力を尽くしております。先ほどもお話がありましたように、やはりこれは法律で制定するという事になると、まず第一に、定義の問題自体から、これはまだ国際的にも一致しておらぬというようなことがあります。それはほんの一例ですけれども、そのほかにもいろいろ解決すべき問題があるものから、そういう問題などを列記しまして、研究して、こういう問題があるということを、委員会において設置された小委員会の方に知らせているようなわけでございます。今後におきましては、御趣旨の点もあつたし、また、お話がありません。この基本法の制定はどうしてもできるだけ早くしなければなりません。役所のほうにおきましても積極的に御協力を申し上げて、そして、立法府のほうにおいてすみやかに成案を得られるようにひとつ運んでいただくようにしたい、かように思っております。

○近江委員 わかりました。あと、委員会の常勤の問題とか、この委員会の質疑を通じて、私たちもいろいろな点を要望してきたわけです。そうしなければ、この事業法が発足しても、絶対そういう法律の中に盛り込まれて「効率的」とか、そういうようなことは期待できぬわけです。そういう

点、いろいろと本委員会において質疑されたその辺のところを尊重して、すみやかにその実現といえますか、それをやっていけるおつもりがあるかどうか。その辺を最後に聞かせてもらいたいと思ひます。

○木内国務大臣 まことにとてもなことでございます。委員会において各委員の方々からお述べになりましたことを十分に頭に置きまして、そして、この事業法がよりつばにでき、しかも、十分にその成果をあげてまいりますように努力をいたしたい、かように考えます。

○近江委員 終わります。

○石田委員長 ちよつと速記をとめてください。〔速記中止〕

○石田委員長 じゃ、速記を始めてください。これにて本案に対する質疑は終了いたしました。暫時休憩をいたします。

午後零時三十一分休憩

午後四時三十五分開議

○石田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。本案に対する質疑はすでに終了いたしました。お

す。ただいま委員長の手元に、石川次夫君外三名より、自由民主党、日本社会党、民主社会党及び公明党の四党共同提案にかかる宇宙開発事業法案に対する修正案が提出されております。

宇宙開発事業法案に対する修正案
宇宙開発事業法案の一部を次のように修正する。
第一条中「宇宙開発事業法」の下に「、平和の目的に限り」を加える。

○石田委員長 まず提出者より趣旨の説明を求めます。石川次夫君。

○石川委員 私は、自由民主党、日本社会党、民主社会党及び公明党の四党を代表いたしまして、宇宙開発事業法案に対する修正案の趣旨について、簡単に御説明申し上げます。

御存じのとおり、宇宙開発事業法は、人工衛星及び人工衛星打ち上げ用ロケットの開発、打ち上げ及び追跡を総合的、計画的かつ効率的に行ない、宇宙の開発及び利用の促進に寄与することを目的として設立されるのであります。しかし事業法設立の目的について、平和の目的に限ることが明記されておられません。わが国における宇宙開発は、憲法の趣旨にのっとり、非核・非軍事を趣旨として平和の目的に限ることを明確にする必要がある。と認め、お手元に配付してあります修正案のとおり、第一条に「平和の目的に限り」を加えたのであります。

以上が趣旨であります。

何とぞ各位の御賛同をお願いいたします。

○石田委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

○石田委員長 これより本案及び修正案について討論に入るのであります。別に討論の申し出もございませんので、直ちに宇宙開発事業法案について採決いたします。

最初に、石川次夫君外三名提出の修正案について採決いたします。本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○石田委員長 起立総員。よつて、本修正案は可決いたしました。

次に、ただいまの修正部分を除いて、原案について採決いたします。これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○石田委員長 起立総員。よつて、本案は修正議決いたしました。

おはかりいたします。

ただいま修正議決いたしました本案に関する委

員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じます。御異議ありませんか。

○石田委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決定いたしました。

〔報告書は附録に掲載〕

○石田委員長 次回は来たる五月十四日水曜日午後一時より理事会、一時三十分より委員会を開くこととし、本日はこれにて散会いたします。

午後四時三十八分散会